

2017 東京国際ユース (U-14) サッカー大会 会場整理・案内誘導の運用について

標記大会の会場整理・案内誘導の運用についてご案内いたします。

□期日

2017年

5月3日 1次ラウンド (グループリーグ)

5月4日 1次ラウンド (グループリーグ)

5月5日 2次ラウンド (順位決定トーナメント)

5月6日 2次ラウンド (順位決定トーナメント)

□会場

駒沢オリンピック公園総合運動場 陸上競技場・補助競技場・第二球技場、
味の素スタジアム西競技場 (5月3日～4日のみ)

□使用門・スタンド・ゲート

駒沢陸上競技場

使用門：メインゲート (中央広場側)

※バックゲート (第一駐車場側) は使用いたしません。

使用スタンド・ゲート：

5月3～5日 メインスタンド (1～6入口、7・21入口) (一部閉鎖エリアあり)

5月6日 メインスタンド (1～6入口、7・21入口)

(状況により観戦エリアを解放します)

駒沢補助競技場

使用門：通用口

観戦エリア：レストハウス横スペース

駒沢第二球技場

使用門：スタンド入口

使用スタンド：スタンド

※芝生席は使用いたしません

味の素スタジアム西競技場

使用門：南門

観戦エリア：メインスタンド (一部封鎖エリアあり)

□運用時間

駒沢陸上競技場

5月3日

10:00 開場

11:00 第1試合キックオフ

5月4日

09:30 開場

10:30 第1試合キックオフ

5月5日

09:00 開場

10:00 ジュニアサッカー教室開始

12:30 第1試合キックオフ

5月6日

09:00 開場

10:00 親子サッカー教室開始

13:00 第1試合キックオフ

駒沢補助競技場

5月3日

10:00 開場

11:00 第1試合キックオフ

5月4日

09:30 開場

10:30 第1試合キックオフ

5月5日

09:00 開場

10:00 第1試合キックオフ

5月6日

08:30 開場

09:30 第1試合キックオフ

駒沢第二球技場

5月3日

10:00 開場

11:00 第1試合キックオフ

5月4日

09:30 開場

10:30 第1試合キックオフ

5月5日

09:00 開場

10:00 第1試合キックオフ

5月6日

08:30 開場

09:30 第1試合キックオフ

味の素スタジアム西競技場

5月3日

10:00 開場

11:00 第1試合キックオフ

5月4日

09:30 開場

10:30 第1試合キックオフ

※状況により早まる可能性があります。

□応援幕掲出位置

掲出可能位置は以下の通りになります。

駒沢陸上競技場

(チームA) 21 入口、スタンド最前列及びスタンド内

(チームB) 7 入口、スタンド最前列及びスタンド内

駒沢補助競技場・駒沢第二球技場

スタンド及び観戦エリア内フェンス・手すり

味の素スタジアム西競技場

(チームA) 自陣側メインスタンド中央座席エリア及びサポーターエリア

(メイン1 ゲート外側 2 ブロックの座席) 内の手すり

(チームB) 自陣側メインスタンド中央座席エリア及びサポーターエリア

(メイン3 ゲート外側 2 ブロックの座席) 内の手すり

※メインスタンドの最前部には掲出できません。(味の素スタジアム西競技場)

※指定場所以外には掲出できません。

※非常灯を覆っての掲出はご遠慮下さい。

※掲出エリアからはみ出たり床面に垂れ下がる応援幕の掲出はできません。

※掲出可能な位置が限られています。譲り合って掲出して下さい。

※設置場所の詳細は係員にご確認下さい。

□観戦ルール

- ・JFA 試合運営管理規定により運用いたします。
- ・駒沢陸上競技場メインスタンド(1~6 入口)において、以下行為を禁止します。

①立ち続けるの応援

②大旗の持込み及び使用

以下サポーターエリアにおいては大旗を使用して応援することができます。

[チームA サポーターエリア] 21 入口

[チームBサポーターエリア] 7入口

- ・味の素スタジアム西競技場中央座席エリア（中央左右2ブロックの座席）において、以下行為を禁止します。
 - ①立ち続けたの応援
 - ②大旗の持込み及び使用
 - ・味の素スタジアム西競技場サポーターエリア（メイン1・3ゲート外側各3ブロックの座席）において、以下行為を禁止します。
 - ①大旗をピッチ上側に垂らすこと
 - ・場内にて以下行為を禁止します。
 - ①太鼓等の鳴り物の持込み及び使用
 - ②紙吹雪、紙テープ、風船の持込み及び使用
 - ③スタンド最前フェンスに「またぐ、座る、立ち上がる」行為
 - ④椅子の上に立ち上がる、または椅子の背もたれに足をかける
 - ⑤フラッグ・ひも・テープ・旗ざお等を使用しての故意的な場所取り
- ※一人でも多くの方が着席し安全に試合観戦ができるよう、
ご協力くださいますようお願いいたします。

□その他

- ・ゴミはすべて持ち帰りとなっております。ご協力をお願いします。
- 上記以外の運用については、係員の指示に従ってください。

上記ご注意の上、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

J F A 試合運営管理規定

公益財団法人日本サッカー協会が主催する試合については、下記の管理規定に沿って運営いたします。

試合運営管理規定には持ち込み禁止物、禁止行為等が記載してございますので、ご入場の際はご参照くださいますよう、お願い致します。

第1条〔目的〕

この規定は、公益財団法人日本サッカー協会（以下 JFA という）が主催する全ての試合の円滑で安全な運営を確保し、且つ、サッカー観戦者、選手、審判、チームスタッフ、及び関係者の安全を確保することを目的とする。

第2条〔定義〕

次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 試合・・・JFA 主催試合全てをいう。
- (2) 施設・・・試合運営のために、JFA が管理するスタジアム、その関連施設及び区域一切をいう。
- (3) 運営・安全責任者・・・施設の全般的安全と運営に責任を有する者であり、JFA 事務局長または代行者を言う。
- (4) 警備従事員・・・大会の安全確保のため、運営・安全責任者が任命した者をいう。

第3条〔規定の対象〕

施設に入場しようとし、または入場したすべての者（施設内もしくはその空中に物を侵入させ、または施設周辺から試合に対して影響力を及ぼそうとする者を含む。以下同じ。）に適用される。

第4条〔禁止行為〕

施設に入場しようとし、または入場した者は、運営・安全責任者が特に必要と認めた場合を除き、いかなる施設においても次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 正当な入場券又はアクレディテーションカード等を所持せず入場すること。
- (2) 鉄砲刀剣類、毒・劇物、薬物、油類、爆発物、発煙筒、爆竹、花火、火薬類その他の危険物又はそれに類するものを持ち込むこと、又は使用すること。
- (3) ビン、缶、ペットボトル、ガスホーン又は投てきを目的とすると思われるその他の物品を持ち込むこと。
- (4) レーザーペン、ホイッスル等、競技の進行を妨害するおそれのある物品を持ち込むこと。

- (5) 凶器となりうるような物品を持ち込むこと。
- (6) 無人航空機（ドローン、ラジコン機等）を持ち込むこと、又は飛行させること。
（施設外からの操作を含む）
- (7) 大型荷物等他人に迷惑を及ぼす物品を持ち込むこと。
- (8) 動物の類（盲導犬・聴導犬を除く）を持ち込むこと。
- (9) 政治・思想・宗教・軍事・差別的な主義、主張、観念を表示、若しくは連想させるような掲示板、立て看板、横断幕、懸垂幕、のぼり、旗、プラカード、ゼッケン、文書、図面、印刷物等を持ち込み、又は設置、掲揚、着用、散布、貼付すること。
- (10) 酩酊し、又は他者（審判、参加選手、役員、警備員等を含む。）を脅迫、威圧、挑発する等著しく他人の迷惑となり、又は他人の嫌悪の情を催させる物品を持ち込み、又は行為すること。
- (11) 他人の名誉を棄損毀損、侮辱し、プライバシーを侵害する、又はそのおそれのある物品を持ちこみ、又は行為すること。
- (12) フィールド内への物品の投げ入れや、フィールドへの侵入等競技の進行に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。
- (13) 立ち入り禁止区域に立ち入ること。
- (14) 建物、立ち木、工作物、その他の施設、設備若しくは物件を破壊し、損傷し、汚損し、又はみだりに操作すること。
- (15) 面会を強要し又は居座ること。
- (16) 通行の妨害となる行為をすること。
- (17) 所定の場所以外で喫煙をすること。
- (18) 所定の場所以外への車両の進入、駐車又は駐輪をすること。
- (19) 勧誘、演説、集会、街宣、布教等の行為をすること。
- (20) 商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為をすること。
- (21) 特定の企業の宣伝を目的として、特定の企業名又は製品名等を表示した物品（連想させるものを含む。）を持ち込み、表示し、又は設置すること。
- (22) 営利目的で競技、式典、観客等の写真撮影またはビデオ撮影をすること。
- (23) テント、小屋その他これらに類する工作物を設置すること。
- (24) 試合の運営又は進行を妨害し、他人（審判、参加チーム、サポーターその他一切を含む）に迷惑又は危険を及ぼし、若しくはそれらおそれがあると警備従事員が認める行為をすること。

第5条〔施設に関して〕

施設に入場しようとし、又は入場した者は、次の各号に該当する行為を遵守しなければならない。

- (1) チケット又はア kredィテーションカード等の提示を求められたときは、これを提示

すること。

- (2) 安全確保のため、手荷物、所持品等の検査を求められたときは、これに応じること。
- (3) 事件・事故が発生し、又は発生することが予想される場合は、警備従事員又は治安当局の指示、案内、誘導に従うこと。

第6条〔入場拒否、退場命令〕

- (1) 運営・安全責任者は、第4条又は第5条の規定に違反した者の入場を拒否し、施設からの退場を命じ、持ち込み禁止物の没収等必要な措置をとることができる。
- (2) 運営・安全責任者は、前項に該当する者の中で特に悪質と認める者に対しては、その後開催される本協会主催試合についての入場を拒否することが出来る。また、チケットの返還を求めることができる。
- (3) 運営・安全責任者により入場を拒否され、または施設から退場を命じられた者は、チケットの購入代金の払い戻しを求めることはできない。

第7条〔権限の委任〕

運営・安全責任は、特定の施設についてその権限を他の者に委任することができる。

公益財団法人 日本サッカー協会
都道府県サッカー協会